

国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用に関する特例規則

平成12（2000）年12月6日 制定
令和8（2026）年8月5日 最終改正

（趣旨）

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が学術研究促進のため公開するデータベースのうち民事判決原本データベース（以下「判決原本データベース」という。）の利用に関する特例を定める。

2 判決原本データベースの利用については、この規則で定めるほか、国際日本文化研究センター公開データベース利用規則（平成5年10月21日制定。以下「利用規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「民事判決原本データベース作成協議会」（以下「協議会」という。）とは、センター及び全国の大学等の研究者が判決原本データベース作成及び管理のため組織した協議会をいう。

（利用申請資格）

第3条 判決原本データベースの利用を申請できる者は、予め協議会会長の承認を得た者で、利用規則第3条に定めるものとする。

（利用の申請）

第4条 判決原本データベースを利用しようとする者は、利用規則に基づく利用申請書と併せて、別に定める判決原本データベース利用申請書（以下「判決原本利用申請書」という。）を所長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、利用規則に基づく公開データベースの利用承認を既に受けている者は、判決原本利用申請書のみを所長に提出するものとする。

（利用の承認）

第5条 所長は、前条の申請を適当と認めて判決原本データベースの利用を承認したときは、別に定める利用承認書を交付し、利用者登録番号を与えるものとする。

（利用にあたっての遵守事項）

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）研究目的以外に利用しないこと。
- （2）利用者登録番号を第三者に利用させないこと。
- （3）判決原本データベースに記載された個人情報の保護に努め、違法又は人権を侵害するような利用を行わないこと。
- （4）判決原本データベースの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。
- （5）その他利用に関し所長が別に定める事項を遵守すること。

（成果の公表）

第7条 利用者は、判決原本データベースを利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合には、当該論文等に判決原本データベースを利用した旨を明記するとともに、所長にその抜刷等を1部提出するものとする。なお、当該論文等を機関リポジトリ等、オープンアクセスで公開する場合には、公開 URL 等の通知をもって抜刷等の提出に代えることができる。

2 センターは、提出された研究成果の書誌事項等について、判決原本データベース利用実績を公知する等の目的で利用することができるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、協議会と協議の上、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年1月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和3（2021）年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月5日から施行する。

国際日本文化研究センター民事判決原本
データベース利用（新規・継続）申請書

年 月 日

国際日本文化研究センター所長 殿

申 請 者

氏 名 _____

所 属 _____

職名等 _____

「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」に基づく公開データベースの利用と併せて、貴センター民事判決原本データベースを利用いたしたく、民事判決原本データベース作成協議会会長の承認書を添えて、申請します。

なお、利用に当たっては、「国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用に関する特例規則」を遵守します。

（備考）

「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」に基づく公開データベースの利用者登録番号 _____（既に交付を受けられている場合のみ記入）

国際日本文化研究センター民事判決原本
データベース利用申請承認書

民事判決原本データベース作成協議会会長 殿

年 月 日

申請者 _____ 同 _____ 上 _____

国際日本文化研究センター民事判決原本データベースの利用申請をいたしたく、予め貴職の承認を申請します。なお、民事判決原本データベースの利用に当たっての私の研究課題及び研究内容は、以下のとおりです。

研 究 課 題	
研 究 内 容	
利 用 の 必 要 性	

上記の者が国際日本文化研究センター民事判決原本データベースの利用申請をすることを承認する。

年 月 日

民事判決原本データベース作成協議会会長

印

年 月 日

国際日本文化研究センター民事判決原本
データベース利用承認書

殿

国際日本文化研究センター所長

年 月 日付けで申請のあった民事判決原本データベースの利用については、下記のとおり承認したので通知します。

なお、本データベースの利用に当たっては、「国際日本文化研究センター民事判決原本データベース利用に関する特例規則」を遵守願います。

記

利 用 者 氏 名	
所 属	
職 名 等	
利 用 者 登 録 番 号	
有 効 期 限	